開発行為による市道認定（帰属）について

開発行為による道路の帰属は以下の手続きにより行われます。

①宅地造成等の開発行為により生じた道路の「帰属申込書」を提出いただきます。

認定が適当
（ＹＥＳ）

市道認定が不適当、もしくは資料に不備がある。
（ ＮＯ ）

資料の修正、認定に適した構造でなければ認定不可。

②「開発行為に関する完了公告」が公告され次第、内部での手続きが始まります。

内部決裁完了
（ＹＥＳ）

認定不可な事態が発生する。
（ ＮＯ ）

認定不可。

③申請書とともに提出していただく委任状が、申請者指定の司法書士
等に返送されます。所有権の移転登記完了後、路政課担当にご連絡いただき、担当による確認後、受納通知が発行されます。
（申請者側の手続きは完了です）

④市議会

可 決
（ＹＥＳ）

否 決
（ ＮＯ ）

市道の認定が行えません。

⑤告示（市道の認定が決定）